

議案第4号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年逗子市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

(逗子市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市下水道事業の設置等に関する条例(平成30年逗子市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の施行に伴い、関係条例を整理する必要があるため提案する。